

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限・更新のご案内

問町民課 ☎内線272

マイナンバーカードには、カード自体の有効期限と電子証明書の有効期限の2種類があります。

発行時	成年の方	未成年の方
マイナンバーカード	発行から10回目の誕生日	発行から5回目の誕生日
電子証明書	発行から5回目の誕生日	発行から5回目の誕生日

有効期限の2～3か月前に、地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が送付されます（転送不要郵便）。通知書の内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。

○マイナンバーカード自体の更新手続き

カード自体の有効期限が到来する場合は、新しいカードの申請が必要です。

申請からカードの交付案内まで1か月程度かかります。申請方法については、有効期限通知書に同封の案内をご確認ください。なお、申請の際は、6か月以内に撮影した顔写真をご使用ください。

○電子証明書の更新手続き

引き続き電子証明書の利用（コンビニ交付やe-TAX、健康保険証の利用等）をご希望の場合には、更新手続きが必要です。また、電子証明書の有効期限が過ぎてしまった後でも手続きは可能です。有効期限の3か月前の翌日から更新手続きできます。窓口で現在設定済みの暗証番号の入力が必要ですので、マイナンバーカードと暗証番号がわかるものをお持ちいただいて、役場本庁舎町民課または国府支所でお手続きください。

マイナンバーカード休日窓口を開設します

問町民課 ☎内線272

4月からマイナンバーカード休日窓口で手続きができる内容は以下のとおりです。その他の手続きについては、平日開庁時間の受付になりますのでご注意ください。

※下記業務に限定

開設予定日	受付時間	場 所	取扱業務
4月19日（土） 5月17日（土）	8時30分～正午	役場本庁舎1階 町民課	- マイナンバーカードの受取り（事前予約制） - 電子証明書の発行・更新 - マイナンバーカード・電子証明書の暗証番号再設定

※システムメンテナンス等で実施日が変更となる場合があります。

- ・カードの受取りは事前予約制です。（電話・インターネット）
- ・予約は、開設日のおおむね1か月前から受け付けます。
- ※電話予約は平日開庁時間のみ受付
- ・電子証明書の手続きには、暗証番号が必要です。事前にご用意のうえご来庁ください。



なお、6月以降の予定については改めてお知らせします。

1歳未満のお子さまのマイナンバーカードのご案内

問町民課 ☎内線272

令和6年12月2日から、1歳未満のお子さまには顔写真が省略されたマイナンバーカードが発行されます。出生の届出と同時にマイナンバーカードを申請されると、速やかにカードが発行され、申請から1週間以内にご自宅あてにカードが郵送で送付されます（特急発行）。

- 出生届と同時に申請される場合は、平日の開庁時間内の手続きとなりますのでご注意ください。
- 出生届出後に特急発行を利用した申請をされる場合は、必要書類等お問合せください。

